

## 附属機関等概要書

令和 2 年 4 月 1 日現在

|                    |   |       |                              |
|--------------------|---|-------|------------------------------|
| 附属機関等の名称           | 美里町国民健康保険運営協議会  |       |                              |
| 設置根拠               | 国民健康保険法、美里町国民健康保険条例   |       |                              |
| 設置目的又は所掌事務         | 国民健康保険法第 11 条の規定により、町長の諮問機関として国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行う。  |       |                              |
| 委員定数               | 9 人   |       |                              |
| 委員数                | 9 人   |       |                              |
| 委員の任期              | 3 年<br>( 令和 2 年 2 月 23 日から令和 5 年 2 月 22 日まで )   |       |                              |
| 公募委員の割合            | 3 人   | 33 %  |                              |
| 公募の実施              | 有り  |       | 無し                           |
| 委員の男女比率            | 男性 7 人  | 78 %  | 女性 2 人 22 %                  |
| 委員の公募及び男女比率に対する考え方 | 国民健康保険条例第 2 条の規定により委員の構成は、被保険者代表、公益代表、保険医又は保険薬剤師代表それぞれ 3 人となっており、被保険者代表 3 人を公募した。男女の比率については、公益代表、保険医等代表の確保を優先するため、配慮することは難しい。 |       |                              |
| 会議の公開              | 公開  | 一部公開  | 非公開                          |
| 会議非公開の理由           |   |       |                              |
| 会議録の公開             | 公開  | 一部公開  | 非公開                          |
| 会議録非公開の理由          |   |       |                              |
| 会議開催の頻度及び時期        | 案件の発生の都度、開催する。  |       |                              |
| 問合せ先               | 町民生活課   | 国保年金係 | 電話番号 0 2 2 9 - 3 3 - 2 1 1 4 |